

建設業許可概要

平成 28 年 12 月 20 日

建設業許可制度の概要

建設業を営む場合、軽微な建設工事のみしか請け負わない事業者を除き、建設業許可を受ける必要があります。

※ 軽微な建設工事に該当するもの

- ・ 建築一式工事の場合：工事 1 件の請負金額が 1,500 万に満たない工事
又は、延べ面積が 150 ㎡に満たない木造住宅工事
- ・ 建築工事一式以外の場合：工事 1 件の請負金額が 500 万に満たない工事

建設業許可は国土交通大臣許可又は、都道府県知事許可の 2 種類があります。

- ・ 大臣許可：2 つ以上の都道府県に営業所を設けて営業する場合に取得。
- ・ 知事許可：1 つの都道府県のみ営業所を設けて営業する事業者が取得。

一般建設業許可と特定建設業許可の違い

特定建設業許可：発注者から直接請け負う 1 件の元請工事について、下請人に施工させる額の合計額が 3,000 万円以上（建築一式工事の場合は 4,500 万円以上）となる場合に必要

一般建設業許可： 特定建設業以外の場合

- ※ 発注者から直接請け負う請負金額については、一般、特定に関わらず制限はありません。
- ※ 下請負人が更にいわゆる孫請負人に施工させる額が上記の額以上であっても当該下請負人は特定建設業の許可を受ける必要はありません。

業種別許可について

建設工事は、土木一式工事と建築一式工事の 2 つの一式工事と 26 の専門工事に分類され、それぞれに応じ 28 の業種が法律に定められています。

事業者が請け負おうとする建設工事の種類ごとにそれぞれ対応する許可を受けることになっており、各業種ごとに一般建設業又は特定建設業のいずれか一方の許可を受けることができます。

建設工事の種類と業種

建設工事の種類	業 種	建設工事の種類	業 種
土木一式工事	土木工事業	板金工事	板金工事業
建築一式工事	建築工事業	ガラス工事	ガラス工事業
大工工事	大工工事業	塗装工事	塗装工事業
左官工事	左官工事業	防水工事	防水工事業
とび・土工・コンクリート工事	とび・土工工事業	内装仕上工事	内装仕上工事業
石工事	石工事業	機械器具設置工事	機械器具設置工事業
屋根工事	屋根工事業	熱絶縁工事	熱絶縁工事業
電気工事	電気工事業	電気通信工事	電気通信工事業
管工事	管工事業	造園工事	造園工事業
タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業	さく井工事	さく井工事業
鋼構造物工事	鋼構造物工事業	建具工事	建具工事業
鉄筋工事	鉄筋工事業	水道施設工事	水道施設工事業
ほ装工事	ほ装工事業	消防施設工事	消防施設工事業
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業	清掃施設工事	清掃施設工事業

※ 土木一式工事及び建築一式工事の二つの一式工事は、他の 26 の専門工事と異なり、総合的な企画、指導及び調整のもとに土木工作物又は建築物を建設する工事であり、原則として元請の立場で総合的なマネージメント（注文主、下請人、監督官庁、工事現場近隣等との調整や工事の進行管理等）を必要とし、かつ以下に該当する工事です。

ア 二つ以上の専門工事を有機的に組み合わせて、社会通念上の独立の使用目的がある土木工作物又は建築物を造る場合

イ 必ずしも二つ以上の専門工事が組み合わされていなくても、工事の規模、複雑性からみて総合的な企画、指導及び調整を必要とし、個別の専門的な工事として施工することが困難であると認められる工事

※ 一式工事の許可を受けていれば、関連する専門工事の請負はできると思われていますが、専門工事だけを請負する場合は、専門工事について許可を受ける必要があります。例えば、建築工事業の許可を受けている建設業者がインテリア工事を請負う場合は内装仕上工事業の許可が必要となります。

建設業許可を受けるための要件

① 常勤役員（個人事業者の場合は当該個人）のうち一名が経営業務の管理責任者としての経験を有する者であること

具体的には

- ・ 許可を受けようとする建設業に関し、5年以上の経営事務の管理責任者としての経験を有していること。
- ・ 許可を受けようとする建設業以外の建設業に関し、7年以上の経営事務の管理責任者としての経験を有していること。
- ・ 許可を受けようとする建設業に関し、経営業務の管理責任者に準ずる地位（法人にあっては役員に次ぐ職制上の地位、個人においてはその本人に次ぐ地位をいう）にあって、7年以上経営業務を補佐した経験を有していること。

※ 常勤役員の目安としては一定の役員報酬を出していること、（目安は月10万円）
毎日一定時間勤務していることが挙げられます。

② 営業所ごとに技術者を専任で配置していること

- ・ 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し、学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校もしくは中等教育学校を卒業した後5年以上又は同法による大学若しくは高等専門学校を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で一定の学科を修めた者
- ・ 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し、旧実業学校卒業程度検定規程（大正14年文部省令第30号）による検定で一定の学科に合格した後5年以上又は専門学校卒業程度検定規程（昭和18年文部省令第46号）による検定で一定の学科に合格した後3年以上実務の経験を有する者
- ・ 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し10年以上実務の経験を有する者
- ・ 許可を受けようとする建設業の種類に応じ、一定の国家資格を有する者

※ 下記に該当する者は原則として「専任のもの」とはいえないものとして取り扱います。

- ・ 住所が勤務を要する営業所の所在地から著しく遠距離にあり、常識上通勤不可

能な者

- ・ 他の営業所（他の建設業者の営業所を含みます。）において専任を要する者
- ・ 建築士事務所を管理する建築士、専任の宅地建物取引主任者等他の法令により特定の事務所等において専任を要することとされている者（建設業において、専任を要する営業所が他の法令により専任を要する事務所等と兼ねている場合においてその事務所等において専任を要する者を除きます。）
- ・ 他に個人営業を行っている者、他の法人の常勤役員である者等他の営業等について専任に近い状態にあると認められる者
- ・ 給与の額が最低賃金法に基づく地域別最低賃金（月額10万円を目安額とします）を下回る者

③ 請負契約を履行するに足る財産的基礎又は金銭的信用を有していること

- ・ 直前の決算において、自己資本の額が500万円以上であること。
- ・ 金融機関の預金残高証明書（残高日が申請日前4週間以内のもの）で、500万円以上の資金調達能力を証明できること。
- ・ 許可申請直前の過去5年間許可を受けて継続して営業した実績を有すること。（5年目の更新申請者は、この基準に適合するものとみなされます。）

【自己資本】

法人にあっては貸借対照表における純資産合計の額をいいます。

個人にあっては貸借対照表における期首資本金、事業主借勘定及び事業主利益の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金の額を加えた額をいいます。

※ 資本金の増資による特例

資本金の額について、申請時直前の決算期における財務諸表では、資本金の額に関する基準を満たさないが、申請日までに増資を行うことによって基準を満たすこととなった場合には、資本金の額に関する基準を満たしているものとして取り扱います。

この取り扱いは資本金に限ったもので、自己資本は財務諸表で基準を満たすことが必要です。

④ 過去において一定の法令の規定に違反したものでないこと

取締役等が成年被後見人、被保佐人又は破産者で復権を得ない者でないこと

許可申請後の諸届

- ・ 決算変更届、国家資格者等の変更

決算終了後 4 ヶ月以内の提出

- ・ 経營業務管理責任者、専任技術者の変更

事実発生後 14 日以内の届出

- ・ 商号、屋号、営業所、資本金額、役員、氏名等の変更、廃業

事実発生後 30 日以内の届出

- ・ 許可更新届

許可の有効期限は、許可のあった日から 5 年目を経過する日の前日をもって満了となります。

期間が満了する 30 日前までに、許可更新手続きが必要。

以 上